

⑦ 空家等についての講演会・相談会を開催します

問・申 企業誘致・移住推進課(内線 592) FAX 0296-77-1324

メール akiya@city.kasama.lg.jp HP <https://www.city.kasama.lg.jp>**令和4年度 笠間市空家等対策講演会**

管理不全土地等に関して民法が一部改正され、4月1日から施行されます。民法改正に伴い隣地から枝が越境している場合の対応や、お持ちの住宅やご実家等を空家にしないために、将来を考えた準備、住宅の維持管理の方法など、空家等について知ることが重要です。

空家等に関する「良好な住環境の維持向上」について一緒に考えてみませんか。

日時 2月11日(土・祝) 午後1時30分～3時30分

場所 友部公民館 大ホール(笠間市中央3-3-6)

内容 演題① ～相続関係の見直し～ 民法改正について

演題② ～実家を空家にしないために～ 空家の利活用とわが家の終活

講師 弁護士 植崎 明夫さん、一級建築士・住環境インストラクター 須藤 直美さん

定員 100名程度(先着順)

参加費 無料

申込方法 窓口で直接または電話、メール、いばらき電子申請・届出サービス(右上の二次元コード)でお申し込みください。

申込期限 1月31日(火)

令和4年度 第2回 空家等無料相談会

空家に関するさまざまな困りごとについて、専門家による無料相談会を開催します。

日時 2月25日(土) 午後1時～4時(1件の相談時間は1時間程度)

場所 市民センターいわま(市役所 岩間支所:笠間市下郷5140)

内容 弁護士、司法書士、宅地建物取引士が空家の相続、売却、賃貸、管理等に関して相談に応じます。

対象 市内にある空家、もしくは近く空家になることが見込まれる住宅の所有者(管理者)

※業として管理する方は対象外

定員 6組(応募者多数の場合は抽選)

申込方法 窓口で直接または、郵送、FAX、メール、いばらき電子申請・届出サービス(右上の二次元コード)でお申し込みください。予約票は窓口で配布するほか、ホームページ(「空家相談会」で検索)からもダウンロードできます。

※予約票に空家の写真や建築関係書類等を添付していただくと、相談がスムーズです。

申込期限 1月31日(火)



**「笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例」を
7月1日から施行しました。行政区へ加入しましょう。**